

申告書の書き方

原則郵送での申告をお願いします。 ※郵送でご提出の場合は関連書類（コピー可）の添付をお願いします。（申告会場にはできるだけ記入のうえお越しください。）

現住所をご記入ください。上記、送付先に既に住所が印字されている場合で、記載内容とお変わりなければ同上で結構です。

既に印字されている申告書については、改めて記入する必要はありません。 ※令和6年（2024年）1月1日時点の住所が異なる場合は、二重訂正のうえ余白に新しい住所をご記入ください。

令和6年度[令和5年(2023年)分]市民税・県民税申告書(提出用)

熊本市長(宛) 年 月 日提出 千 861-8601

熊本市受付印

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本 太郎

令和6年1月1日 住 所 熊本市中央区手取本町1番1号

●収入・所得に関する事項

給与・公的年金・配当等	収入内訳	給 与	公 的 年 金	配 当	収入金額
給与	クモト建設	9,251,000	公的年金等	キ	1,512,345
配当	クモト電気	50,000	業 務	ク	226,343
一時	ひごまる生命	5,000,120	その 他	ケ	100,000
雑	日本年金機構	1,512,345	雑所得の合計	7+8+9	7+8+9
雑	講演料	226,343	営 業 等	ア	2,168,042
雑	クモト生命	100,000	農 業	イ	861,990
			不 動 産	ウ	870,700
			利 子	エ	
			配 当	オ	50,000
			④収入金額	⑤必要経費	⑥専従者控除額
			一時	5,000,120	4,000,000
			長期	1,000,120	500,000
			総合課税の源泉・一時	コ + ((サ+シ) × 1/2)	
			所得金額の合計	6+10+1+2+3+4+5+11	

市民税・県民税申告書への **個人番号(マイナンバー)** の記入が必要です。

後日、市民税課から申告書の内容確認で問合せをさせていただくことがあります。できるだけ、**連絡のとれる電話番号**をご記入ください。

1・2・3. 営業等・農業・不動産所得

営業等、農業、不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」=「所得金額」です。これらの所得は裏面㉒の「事業・不動産所得に関する事項」に収入、支出の内訳を記入します。

4. 利子所得

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得を記入します。

5. 配当所得

株式・出資金など配当による所得を記入します（裏面㉒に再掲してください）。

コ・サ. 総合譲渡所得

機械装置、ゴルフ会員権、骨董品などを売った際の所得金額を記入します。

所得計算式は 売却金額 - (取得価格 + 売却必要経費) - 特別控除（上限50万円） ※保有して5年を超えるものは、長期譲渡所得となり、特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。 なお、売却したものが2つ以上ある場合は市民税課へお尋ねください。

シ. 一時所得

生命保険契約にかかる返戻金や借家の立退料などが該当します。

所得計算式は 収入金額 - 必要経費等 - 特別控除（上限50万円） ※特別控除後の金額の2分の1が課税対象です。

6. 給与所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)

給与収入の内訳は勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入します。交付を受けていない場合は裏面の㉒給与所得の内訳に月収等を記入のうえ、合計金額を支払元ごとに収入内訳に記入します。給与収入の合計は収入金額欄の カ に記入します。 次に カ の金額をもとに給与所得を計算します。給与所得の算式は下表のとおりです。 ※所得金額調整控除の適用がある方については、裏面㉒所得金額調整控除に関する事項をご確認ください。

●給与所得の計算式

給与収入 (X)		給与所得の金額
～	550,999 円	0 円
551,000 ～	1,618,999 円	X - 550,000 円
1,619,000 ～	1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 ～	1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 ～	1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 ～	1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 ～	1,799,999 円	X × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 ～	3,599,999 円	X × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 ～	6,599,999 円	X × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～	8,499,999 円	X × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 ～	円	X - 1,950,000 円

7・8・9. 雑所得(源泉徴収票、証明書の提示または添付が必要です。)

雑所得は大きく分けて3つに分かれます。それぞれの所得についての計算は以下のとおりです。 ●公的年金等所得 公的年金等収入は各年支払元から送付される源泉徴収票をもとに記入してください（複数ある場合はその合計）。

受給者が65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれ)			
公的年金等収入金額	公的年金等以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	X - 600,000円	X - 500,000円	X - 400,000円
1,300,000～4,099,999円	0.75X - 275,000円	0.75X - 175,000円	0.75X - 75,000円
4,100,000～7,699,999円	0.85X - 685,000円	0.85X - 585,000円	0.85X - 485,000円
7,700,000～9,999,999円	0.95X - 1,455,000円	0.95X - 1,355,000円	0.95X - 1,255,000円
10,000,000～	X - 1,955,000円	X - 1,855,000円	X - 1,755,000円

●業務 原稿料、講演料など副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものがある場合記入します。「収入金額」-「必要経費」

●その他（個人年金など上記2つ以外のもの） 「収入金額」-「必要経費（個人年金の場合は掛金など）」 公的年金等に係る雑所得金額、業務に係る雑所得金額及びその他の雑所得金額の合計が雑所得金額になります。

給与・公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、その所得に係る税の納付方法を選択してください。

所得控除

①雑損控除（支出した金額が分かる書類（領収書等）の提示または添付が必要です。）

本人または生計を一にする配偶者や扶養親族の有する住宅や家財が災害や盗難、横領によって損害を受けた場合、次のいずれか多い金額を控除します。
・「損失額」-「保険、損害賠償などで補填される金額」-「総所得金額等の10%」
・「災害関連支出の金額」-5万円
※災害関連支出…災害等に関連して納税者がやむを得ない支出をした場合の金額（がれき撤去費用など）

②医療費控除（明細書や医療費通知の添付が必要です。次の(1)か(2)のいずれか一方を選択する必要があります。なお、選択後の変更はできません。）

(1) 本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は次のとおりです。（限度額200万円）
「支払った医療費」-「高額医療、保険金などで補てんされる金額」-「総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方」
(2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けられる場合、特例欄にチェックを入れてください。※健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可
控除の計算式は次のとおりです。（限度額88,000円）
「本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医薬品（スイッチOTC医薬品）の支払額」-12,000円

③社会保険料控除 ④小規模企業共済等掛金控除(証明書の提示または添付が必要です。)

本人または生計を一にする親族のために負担した国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、小規模企業共済等掛金などを記入します。これらの控除は支払った金額をそのまま控除します。（親族の年金・給与から特別徴収により納付された金額は除きます。）

⑤生命保険料控除(証明書の提示または添付が必要です。なお、証明書に「新」「旧」の記載がありますのでご確認ください)

支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料（新契約のみ）を記入します。契約日が平成23年12月31日以前か、平成24年1月1日以後かで控除の計算式が異なりますので分けてご記入ください。控除の計算式は下表のとおりです。計算した結果を控除額欄に記入します。 ※新旧混在の場合は（例）新生命保険料の計15,000円 + 旧生命保険料の計20,000円の控除額は（13,500円 + 17,500円 = 31,000円）となりますが上限額は28,000円です。また、旧契約の控除額単独で28,000円を超える場合は、その額が控除額（上限35,000円）になります。

【新契約（平成24年1月1日以後）】		【旧契約（平成23年12月31日以前）】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～12,000円	支払保険料の金額	～15,000円	支払保険料の金額
12,001～32,000円	支払保険料 × 0.5 + 6,000円	15,001～40,000円	支払保険料 × 0.5 + 7,500円
32,001～56,000円	支払保険料 × 0.25 + 14,000円	40,001～70,000円	支払保険料 × 0.25 + 17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

生命保険料控除の上限額は70,000円

⑥地震保険料控除（証明書の提示または添付が必要です。）

支払った地震保険料、旧長期損害保険料の額を記入します。
控除の計算は右表のとおりです。 ※上限額は25,000円です。

【地震保険料控除】		【旧長期損害保険料控除】	
支払額	控除計算式	支払額	控除計算式
～50,000円	支払金額 × 0.5	～5,000円	支払金額
50,001円～	一律25,000円	5,001～15,000円	支払金額 × 0.5 + 2,500円
		15,001円～	一律10,000円

⑦本人該当控除

本人該当控除は下表のとおりです。 ※障害者手帳をお持ちの場合は申告することで障害者控除額が加算されます。**控除額は⑨扶養控除をご参照ください。**

種 類	適 用 条 件	控除額
ひとり親控除	・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）の場合。 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合。	30万円
寡婦控除	・夫と死別、もしくは離婚後、婚姻をしておらず子以外の扶養親族（合計所得金額48万円以下）がいる場合。 ・夫と死別後婚姻をしておらず合計所得金額が500万円以下の場合。 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない場合。	26万円
勤労学生控除	・大学、高校または専修学校などの学生で合計所得金額75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合。	26万円

⑧配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者控除は昨年の合計所得金額が48万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合適用できます。配偶者特別控除は合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合でかつ事業専従者でない場合に適用されます。（なお、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除も配偶者特別控除ともに適用はありませんが、非課税限度額の算定等の扶養親族として申告される場合は、同一生計配偶者欄へ☑を記入します。）
・一般の配偶者…昭和29年1月2日以降生まれ
・老人配偶者…昭和29年1月1日以前生まれ

配偶者特別控除	控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額	
	900万円以下	900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円 22万円 11万円
	老人控除対象 配偶者	38万円 26万円 13万円
	配偶者の合計所得金額 48万円超～100万円	33万円 22万円 11万円
	100万円超～105万円	31万円 21万円
	105万円超～110万円	26万円 18万円 9万円
	110万円超～115万円	21万円 14万円 7万円
配 偶 者 特 別 控 除	115万円超～120万円	16万円 11万円 6万円
	120万円超～125万円	11万円 8万円 4万円
	125万円超～130万円	6万円 4万円 2万円
	130万円超～133万円	3万円 2万円 1万円
	133万円超	適用無し

⑩基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円	29万円
2,450万円超～2,500万円	15万円
2,500万円超	適用無し

⑨扶養控除

扶養控除は配偶者以外の親族で合計所得金額が48万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。控除額は右表をご参照ください（16歳未満の扶養控除はありません）。また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除が加算されます。障害者控除の適用を受ける場合は、できるだけ手帳の提示をお願いします（本人及び、配偶者について、障害者控除を受ける場合も同様）。 ※16歳未満の扶養親族がいる場合もご記入ください。

4名以上の扶養親族がいる場合又は別居の扶養親族がいる場合は、裏面㉒扶養控除追加記入欄に記入します。 ※国外居住親族については、以下の要件に該当する方が対象となります。

(1) 年齢29歳以下または年齢70歳以上の者
(2) 年齢30歳以上69歳以下のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
①留学 ②障害者 ③38万円以上の生活費等の支払いを受ける者
⑨扶養控除と裏面㉒扶養控除追加記入欄両方に記入します。

<扶養控除表>

種類	内 容	控除額
特定	平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人（19歳以上23歳未満）	45万円
老人	昭和29年1月1日以前に生まれた人（70歳以上）	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成20年1月2日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

<障害者控除表>本人該当控除 配偶者控除共通

種類	内 容	控除額
普通	・身体障害者手帳3級以下 ・精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

(2)

(3)